

(20) 外国籍選手登録規程

(適用範囲)

第1条 本規程は、外国籍選手が公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）の登録会員となり、本会または本会加盟団体が開催する競技会等への参加に適用する。

(目的)

第2条 外国籍選手を本会の登録会員とすることは、時代的傾向にあるスポーツの国際化に基づき、外国籍選手へ門戸を開放するとともに、外国籍選手のもつ卓球技術に対応した対外戦力の向上をはかることを目的とする。

(区分)

第3条 外国籍選手を次の通り区分する。

- 1) 日本に永住権を有する者。
- 2) 一定期間の査証を取得（更新）し、一時的に日本に滞在する者で、留学生、研修生、駐在員、外交官、嘱託社員等とする。

(チーム構成)

第4条 外国籍選手によるチーム構成は次による。

- 1) 第3条の1) に該当する者は、1チームを構成することができる。
- 2) 第3条の2) に該当する者は、日本の既成チームまたは新しいチームの構成員（メンバー）となることができる。

(登録)

第5条 第4条のチームは、当該地域の本会加盟団体に所定の手続きを行い、加盟団体長を通じ、本会宛会員登録を行うものとする。

(手続)

第6条 本会への登録手続は、本会登録規程によるものとし登録の方法、登録費は規程通りとする。

(登録人数)

第7条 登録できる人数は次の通りとする。

第3条の2) に該当するものは、第4条の2)によりチーム構成員の過半数を超えないものとする。

(登録時期)

第8条 登録は毎年行うものとし、4月1日から6月30日までに登録を完了しなければならない。但し、来日等の時期の関係で9月30日までに追加登録することができる。

(個人会員)

第9条 第3条の1) および2) に該当するもので、チームに加わらない個人は、本会の個人会員となることができる。但し、当該地域の加盟団体長が承認し、加盟団体長を通じ登録申請をするものとする。

(競技会等への参加)

第10条 本規程による登録会員は、次の競技会へ参加することができる。

- 1) 全日本卓球選手権大会 (但しカデットの部以下とする)
- 2) 全日本卓球選手権大会 (団体の部)
- 3) 全日本社会人卓球選手権大会
- 4) 全日本実業団卓球選手権大会
- 5) 全日本クラブ卓球選手権大会
- 6) 全国レディース卓球大会
- 7) 全国ホープス卓球大会
- 8) 全国中学校卓球大会

第11条 第10条の各種競技会への参加には、本会の競技会開催要項によるものとし、加盟団体が実施する予選会を通過し、本会あて所定の手続きをとるものとする。

(チーム戦)

第12条 第10条の2)、4)～8) の団体 (チーム) 戦へのエントリーは次による。

- 1) 第4条の1) による登録チームは、競技会開催要項による規定人員までエントリーすることができる。
- 2) 第4条の2) による登録チームは、競技会開催要項による規定人数のうち2名までエントリーすることができる。

第13条 前条2) のチームは、試合出場のオーダー編成には2名のうち1名のみ起用することができる。ただし試合の都度他の1名と交替してオーダーを編成することができる。

(適用外)

第14条 次の本会加盟団体等が主催する競技会は、それぞれの団体において本規程に準拠して外国籍選手の取扱いを決定するものとする。

- 1) 日本学生卓球連盟 (主催する各種競技会)
- 2) 全国高体連卓球専門部 (//)
- 3) 日本卓球リーグ実業団連盟 (//)

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。